

令和6年度 こども園・幼稚園・保育園等 入園のご案内



この案内は令和6年度に認定こども園（短児部・長児部）・幼稚園・保育園等の利用を希望される方用の案内です。利用申込みの際は必ずお読みください。

また、この入園のご案内の内容は変更となる場合があります。

※この案内は山武市が運営する認定こども園を利用する場合の「重要事項説明書」を兼ねるものです。山武市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に規定する重要事項を記した文書に当たります。

山武市 保健福祉部 子育て支援課

☎ 0475-80-2632

令和5年10月1日 発行

～*～*～*～*～*～* も く じ ～*～*～*～*～*～*

1	保育施設等について……………	1
2	認定こども園って、どんなところ？……………	1
	(1) 認定こども園	
	(2) 短児部と長児部の違い	
	(3) 認定こども園の1日の流れ	
3	幼稚園等・保育所等を利用する際の認定について……………	3
	(1) 教育・保育給付認定	
	(2) 施設等利用給付認定	
4	幼稚園等を利用する場合【1号認定】……………	4
	(1) 入園資格	
	(2) 幼稚園等施設一覧および募集人数	
	(3) 保育時間	
	(4) 休業日	
	(5) 登園・降園	
	(6) 市外の私立幼稚園・こども園の利用を希望する場合	
5	保育所等を利用する場合【2・3号認定】……………	6
	(1) 保育を必要とする事由	
	(2) 保育必要量（利用時間の認定）	
	(3) 有効期間および保育必要量について	
	(4) 保育所等入園にあたっての注意事項	
6	入園手続きについて……………	10
	(1) 入園の流れ	
	(2) 受付（申請）	
	(3) 面接	
	(4) 保護者説明会	
	(5) 園見学	
7	入園申込みに必要な書類……………	12
	(1) 幼稚園等【1号認定】	
	(2) 保育所等【2・3号認定】	
8	在園者に対する現況調査の実施について……………	14
9	入園後の諸手続きについて……………	15
	(1) 教育・保育給付認定の変更申請	
	(2) 家庭状況等が変わった場合の届出	
	(3) 退園・転園の手続きについて	
10	利用者負担額（保育料）と給食費について……………	17
	(1) 保育料の決定	
	(2) 保育料の金額	
	(3) 給食費	
	(4) 保育料と給食費の納付方法	
	(5) 保育料の変更および減免について	
	(6) 実費徴収について	
11	その他の保育事業について……………	21
	(1) 幼稚園型一時預かり	
	(2) 延長保育	
	(3) 障がい児保育	
	(4) 一般型一時預かり保育	
	(5) 病後児保育	
	(6) 子育て支援センター	
12	よくある質問Q & A……………	25
	資料 ・こども園・保育園・幼稚園の定員数等一覧および令和6年度クラス別年齢早見表	
	・山武市マップ～こども園 * 保育園 * 幼稚園	
	・申請書、現況届、園児調査票（こども園のみ）記入例	
	・利用希望施設を決めてから入園までのながれ	

1 保育施設等について

小学校入学前の子どものための生活の場には、こども園（短児部・長児部）や幼稚園、保育園などがあります。ご家庭の生活にあった施設を選ぶことができます。

こども園長児部・保育園・地域型保育事業（以下「保育所等」という）は、お子様の保護者等が仕事や病気等の理由により、家庭での保育が困難な場合に、保護者等に代わって保育を行い、お子様を心身ともに健やかに育てることを目的とした施設です。

こども園短児部・幼稚園（以下「幼稚園等」という）は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校として位置づけられた施設です。

山武市内では、内閣府、文部科学省、厚生労働省が定めた認可基準に基づき設置された保育所等は 10 箇所、幼稚園等は 6 箇所あります。

施設区分	施設説明	市内施設の受入年齢
① 保育園	保護者が就労、病気、看護、介護、出産など、何らかの事情でお子様を保育することができない場合において、保護者に代わってお子様を保育する児童福祉施設です。	生後 57 日目 ～ 就学前
② 認定こども園	3 歳以上児については、保護者の就労状況にかかわらず就学前教育と保育を一緒に受けられます（認定により利用時間は異なります）。0 歳から保育を必要とするお子様には、保育所と同じように保護者に代わって保育を提供します。	生後 6 か月 ～ 就学前
③ 地域型保育事業	他の施設より、小規模・少人数で保育が行われます。また、原則として、3 歳までのお子様が可能利用できる施設です。このため、3 歳以上児については他施設への転園の手続きが必要となります。 ※山武市には、小規模保育施設と家庭的保育施設があります。	小規模保育施設 6 か月～3 歳未満
		家庭的保育施設 3 か月～3 歳未満
④ 幼稚園	3 歳以上のお子様が可能利用できる教育施設です。保護者の就労状況にかかわらず入園することができます。	3 歳児～就学前

2 認定こども園って、どんなところ？

（１）認定こども園

こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴を持ち合わせた施設です。幼稚園として「短児部」が、保育園として「長児部」があります。保護者等の就労の有無にかかわらず入園できるため、就労を中断または再開した際にも、今の施設を継続して利用することができます。

（２）短児部と長児部の違い

認定こども園は、短児部と長児部のお子様と同じ園舎で生活しますが、共通点と異なる点があります。

《共通点》

- ① 同じ保育室で同じ教育・保育を受けます（合同保育）。もちろん教材等も同じです。
- ② 給食や園児健康診断、その他行事も一緒です。

《異なる点》

① 入園資格

【短児部】市内に住所のある3歳児から小学校就学前のお子様

【長児部】保護者および同居の家族等が家庭で保育できない6か月から小学校就学前のお子様

② 保育時間

	短児部	長児部
平日	【教育標準時間】8:30 ~ 15:00	【保育標準時間】7:00 ~ 18:00 【保育短時間】8:00 ~ 16:00
土曜日		【保育標準時間】7:00 ~ 18:00 【保育短時間】8:00 ~ 16:00

※長児部の場合、原則として保護者が現に必要とする時間での保育時間となります。

※短児部には、夏休み等の長期休業があります。

③ 保育料・給食費

年齢	短児部	長児部
0歳児		【保育料】0円から88,400円 ※年齢および保護者の市民税所得割額によります。 ※給食費は保育料に含まれます。
1歳児		
2歳児		
3歳児	【保育料】0円 【給食費】月額3,200円	【保育料】0円 【給食費】月額4,500円
4歳児		
5歳児		

④ 短児部には、週1回程度、認定こども園の開園時間内に限り通常保育から延長して保育を行う、「幼稚園型一時預かり保育」という制度があります。なお、「施設等利用給付認定」を事前に受けると利用料が無料になります（限度額あり）。

⑤ 短児部は、通園バスの利用ができます（利用者が10名以上の場合のみ運行）。

（3）認定こども園の1日の流れ ※なんごうこども園の3歳児クラスは長児部のみの流れです。

0・1・2歳児	時間	3・4・5歳児	
		長児部	短児部
開園（順次登園）	7:00	開園（順次登園）	
保育	8:30		登園
		合同保育 （幼児教育＋保育） 給食	
給食	11:00		
お昼寝	12:00		
	13:00	お昼寝	休息 あそび
おやつ			
あそび	15:00	おやつ あそび	一斉降園 （一時預かり）
（順次降園）	16:00	（順次降園）	
閉園	19:00	閉園	

給食のあとは、長児部と短児部それぞれのお部屋に分かれて生活します。

3 幼稚園等・保育所等を利用する際の認定について

(1) 教育・保育給付認定

幼稚園等や保育所等を利用する場合は、申請を行って、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。幼稚園等の入園は1号認定が必要となり、保育所等の入園にあたっては2号認定または3号認定が必要となります。

1号認定



満3歳以上 教育標準時間認定

お子様が満3歳以上で、教育を希望される方。満3歳以上の方は、全ての方が1号認定を受けることができます。

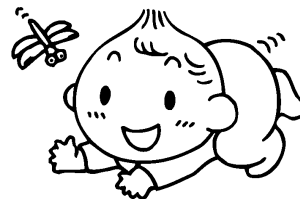
2号認定



満3歳以上 保育認定

お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育・保育を希望される方。

3号認定



満3歳未満 保育認定

お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育・保育を希望される方。

※2号認定、3号認定は、保育の必要量（就労条件等）により「保育標準時間」・「保育短時間」に区分されます。

例えば、就労時間が短い（パートタイム労働等）方は、「保育短時間」に区分されます。

(2) 施設等利用給付認定（詳しくは22ページ）

こども園（短児部）の預かり保育をご利用の方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に山武市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

2号認定

3歳児から5歳児クラス 施設等利用給付認定

お子様が3歳児から5歳児クラスで、「保育を必要とする事由」に該当する方。

3号認定

満3歳児

施設等利用給付認定

お子様が満3歳になった日から最初の3月31日までの間にあり、「保育を必要とする事由」に該当し、かつ市民税非課税世帯の方。

※「保育を必要とする事由」は、こども園（長児部）・保育所を利用する際に必要となる「保育を必要とする事由」と同一のものです。

4 幼稚園等を利用する場合【1号認定】

(1) 入園資格

市内に居住し、次の年齢に該当する幼児です。

歳児	該当する生年月日
3歳児	令和 2年 4月 2日から令和 3年 4月 1日までに生まれた幼児
4歳児	平成 31年 4月 2日から令和 2年 4月 1日までに生まれた幼児
5歳児	平成 30年 4月 2日から平成 31年 4月 1日までに生まれた幼児

※なんごうこども園は4歳児からの入園となります。

(2) 幼稚園等施設一覧および募集人数

以下の表中の募集人員は、「利用定員」から令和5年9月1日現在の在園人数を除いた人数になります。
募集人数は、実際の雇用状況や職員配置、在園児童の保育状況等により、令和6年度中に変動することがありますので、ご了承ください。利用定員を超えたお申込みについては、**抽選のうえ**入園予定者を決定します。

① 幼稚園

施設名	利用定員		募集人員 (R6.4.1 現在)	主な通園バス 運行区域
日向幼稚園	3歳児	40名	40名	日向小学校、睦岡小学校及び山武北小学校学区内
	4歳児	40名	18名	
	5歳児	40名	14名	

② こども園

施設名	利用定員 (短児部)		募集人員 (R6.4.1 現在)	主な通園バス 運行区域
なるとうこども園	3歳児	30名	30名	成東小学校及び大富小学校学区内
	4歳児	45名	30名	
	5歳児	45名	26名	
しらはたこども園	3歳児	30名	30名	◆現在バスの運行はありません。
	4歳児	30名	19名	
	5歳児	30名	15名	
なんごうこども園	4歳児	10名	10名	◆現在バスの運行はありません。
	5歳児	10名	9名	
まつおこども園	3歳児	8名	8名	◆現在バスの運行はありません。
	4歳児	8名	若干名	
	5歳児	8名	若干名	
おおひらこども園	3歳児	10名	10名	◆現在バスの運行はありません。
	4歳児	15名	6名	
	5歳児	15名	6名	

(3) 保育時間

- ① 幼稚園 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
- ② こども園 午前 8 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

(4) 休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日および土曜日
- ③ 学年始め休業…………… 4 月 1 日 から 4 月 7 日 まで
- ④ 夏季休業…………… 7 月 21 日 から 8 月 31 日 まで
- ⑤ 冬季休業…………… 12 月 25 日 から 1 月 5 日 まで
- ⑥ 学年末休業…………… 3 月 26 日 から 3 月 31 日 まで
- ⑦ 県民の日に定める条例に規定する日… 6 月 15 日

(5) 登園・降園

各家庭で幼稚園・こども園まで送迎していただきます。日向幼稚園及びなるとうこども園は希望により通園バスを利用できますので、希望する場合は「通園バス利用申込書」によりお申込みください。

ご確認ください！

- 園または、通園バス乗降場所までの送り迎えは保護者の責任でお願いします。
- 現在、運行中のバスであっても、**通園バス利用希望者が少数（10 名未満）の場合は運行出来ません。**
- 通園バスの添乗に保護者の方のご協力（乗車や費用負担）をいただきます。詳しくは日向幼稚園及びなるとうこども園にお問い合わせください。

(6) 市外の私立幼稚園・こども園の利用を希望する場合

市外の私立幼稚園・こども園の利用を希望する場合は、希望する園へお問い合わせのうえ、「教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書」を入園希望月の前月の 10 日（土日祝日の場合は直前の平日）までに、子育て支援課へご提出ください。

なお、市外から山武市の公立幼稚園・こども園（短児部）への入園は原則として行っておりません。

5 保育所等を利用する場合【2・3号認定】

（１）保育を必要とする事由

次の①、②および③すべての要件に該当する場合、教育・保育給付認定（2号・3号）を受け、保育所等の利用申込みをすることができます。

- ① 保護者および児童が山武市に居住し、住民登録をしている（もしくは利用希望月の前月の末日までに居住し、住民登録をする予定である）こと。
- ② 施設での保育において集団生活に支障のない乳幼児であること。
- ③ 次に掲げる保育を必要とする事由のいずれかに保護者が該当すること。

保育を必要とする事由	内容
i 就労	<u>月64時間以上の就労</u> をしていること。 就労は、継続的に収入を伴う労働です。無収入の労働は就労とみなせません。
ii 妊娠・出産	<u>出産予定月を中心に前後2か月の計5か間</u> の期間にあること。
iii 疾病・障害	<u>病気</u> や <u>怪我</u> のため、または精神や身体に <u>障害</u> があること。
iv 介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時 <u>介護又は看護</u> していること。
v 災害復旧	震災、風水害、火災その他の <u>災害の復旧</u> に当たっていること。
vi 求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
vii 就学	学校教育法に規定された <u>学校等に在学</u> しているか、公共職業能力開発施設等において <u>職業訓練</u> を受けていること。
viii 虐待・DV	児童虐待からの保護又はDV被害による保育困難の理由により、保育施設を利用することが必要と認められること。
ix 育児休業	<u>育児休業</u> をするに当たって、すでに保育施設を利用している兄弟姉妹が、引き続き保育施設を利用することが必要と認められること。 （例）次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など
x その他	その他児童が保育施設を利用することが必要と認められること。

（２）保育必要量（利用時間の認定）

「保育の必要性」の事由や就労時間の状況などにより、保育必要量を認定します。保育必要量は、「**保育標準時間（1日あたり最大11時間）**」と「**保育短時間（1日あたり最大8時間）**」に区分され、利用できる時間や利用者負担額が異なります。

※「最大11時間」および「最大8時間」の時間帯は、それぞれの施設が定める時間になります。【28ページ参照】

（３）有効期間および保育必要量について

保育を必要とする事由ごとの有効期間および保育必要量は、次のとおりです。

保育を必要とする事由		保育必要量	有効期間
i 就労 6 4 時間以上就労していること。	月120時間以上の場合	保育標準時間	就労が続いている期間
	<u>月64時間</u> 以上	保育短時間	
	月120時間未満の場合		
ii 妊娠・出産 母親が妊娠中または出産後間がないこと。		保育標準時間	出産予定月を中心に前後 2 か月の <u>計 5 か月以内</u>
iii 疾病・障害 病気や怪我または精神や身体に障害があること。		保育標準時間	完治等により事由が解消した日が属する月の末日まで
iv 介護等 同居親族を常時介護または看護していること。	月120時間以上の場合	保育標準時間	介護・看護を継続している期間
	<u>月64時間</u> 以上	保育短時間	
	月120時間未満の場合		
v 災害復旧 震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていること。		保育標準時間	災害復旧に従事している期間
vi 求職活動 継続的に求職活動や起業活動を行っていること。		保育短時間	入園予定日から起算して <u>90 日が経過する日が属する月の末日</u> まで
vii 就学 ※学校等に在学または就業訓練を受けていること。	月120時間以上の場合	保育標準時間	卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
	<u>月64時間</u> 以上	保育短時間	
	月120時間未満の場合		
viii 虐待・DV 児童虐待からの保護者またはDV被害による保育困難の理由により、保育施設を利用することが必要と認められること。		保育標準時間	必要と認められる期間
ix 育児休業 育児休業に当たり、すでに保育施設を利用している兄弟姉妹が、引き続き保育施設を利用する必要があると認められること。		保育短時間	育児休業期間が終了する日まで
x その他 その他児童が、保育施設を利用することが必要と認められること。		保育標準時間 または保育短時間	必要と認められる期間

※保育必要量が保育標準時間に該当する場合でも、保育短時間を希望する場合には、保育短時間で申請することができます。

(4) 保育所等入園にあたっての注意事項

①求職中の期限付き入園

入園申込みの際に、入園を希望するお子様の父または母が求職中の場合は、**入園日から 90 日が経過する日の月末まで**が期限となります。その方の就労が決まった時点で速やかに就労証明書を提出いただき、再度、選考会議にて審査します。家庭での保育が困難と判断された場合に保育実施期間（入園承諾期間）が延長されます。

特段の事情がある場合を除き、期限内に就労証明書の提出がない場合は、退園となりますのでご注意ください。

②育児休業中の入園

育児休業中に新規入園することはできません。（6 ページ参照）

ただし、**保育所等にお子様を入園させている保護者が育児休業を取得する場合、すでに入園しているお子様は、会社が認めた育児休業期間中に限り**引き続き保育所等を利用できます。

③退所（解除）について

次に該当する場合は、退所となりますのでご注意ください。

- 保護者が就労等しているが、児童の保育の必要性が認められない
⇒ 仕事を辞めた場合、辞めた日より 3 か月経過後の月末で退所
- 求職中で入所したが、仕事が見つからず 3 か月が経過した
⇒ 有効期間満了となるため、3 か月経過後の月末で退所
- 転出などにより、山武市民ではなくなった
⇒ 住民票が異動した月の末日で退所
※引き続き年度内の継続入所を希望する場合には、新たに申請していただく必要があります（9 ページ参照）。詳しくは転出先の自治体へご相談ください。
- 2 か月以上保育所等をお休みする場合
⇒ いかなる理由であっても 2 か月経過後の月末で退所
※自己都合によるお休み中の保育料は減免の対象とはなりません。
- 入所申込みおよび現況調査の提出書類に虚偽があった
⇒ 虚偽の就労や退職した事実の隠ぺい等が発覚した場合は、教育・保育認定を取消しのうえ、退所

④山武市内にお住まいで、山武市外の保育所等への入所を希望する場合

山武市外の保育園等への入所の申込みは、以下に該当する場合に限ります。

- 保護者の勤務先、勤務先の近隣または通勤途上の自治体にある保育園等へ入所を希望
- 里帰り出産に伴い、一時的に里帰り出産先の自治体の保育園等へ入所を希望
- 年度途中に転入し、年度内に引き続き転入前の自治体で入所していた保育園等で入所を希望（当該年度内に限る。）

なお、利用期間は、多くの自治体で「当該年度末まで」となります。翌年度以降は、継続入所を希望していても、希望している園が所在する自治体の判断により継続入所が認められないこともありますので、あらかじめご了承ください。

申請先

山武市役所子育て支援課（本庁舎 1 階・10 番窓口）

※申し込みの際は、希望先自治体の保育担当課に次の事項を確認してください。

- 保育施設等の空き状況
- 申請要件（理由）【例】勤務先の有無、通勤経路上等
- 申請受付期間
- 必要書類

申請期限

希望先自治体の申請期限までに、山武市から書類を送付する必要があります。

このため、**申請期限の 1 週間前までには必要書類を提出**してください。

※申請期限は自治体によって異なります。必ず希望先自治体にお問い合わせください。

必要書類

- 12 ページに記載の『入園申込みに必要な書類』一式
- その他、希望先自治体が定める書類

⑤山武市外にお住まいで、山武市内の保育所等への入所を希望する場合

山武市内の保育園等への入所の申込みは、以下に該当する場合に限ります。

- 保護者の勤務先、勤務先の近隣または通勤途上ある山武市内の保育園等へ入所を希望
- 里帰り出産に伴い、一時的に山武市の保育園等へ入所を希望
- 年度途中に転出し、年度内に引き続き山武市で入所していた保育園等で入所を希望（当該年度内に限る。）

なお、利用調整は、**山武市民が優先**となります。

このため、申請を受け付けますが、入園を確約するものではありません。

申請先

現在、お住まいの自治体

申請期限

入園希望月の前月の 10 日（土日、祝日の場合は直前の平日）

この期限までに、お住まいの自治体から書類が届く必要があります。余裕を持ってお申込みください。

必要書類

各自治体における入園申請に必要な書類一式

⑥登園・降園

各家庭で施設まで送迎していただきます。保育所等では、通園バスの運行はありません。山武市のこども園で運行している通園バスについても、長児部のお子様は利用できません。

6 入園手続きについて

(1) 入園の流れ

～4月入園の場合～						
	申込書類配布	受付（申請）	面接	入園決定 通知送付	保護者 説明会	入園
日程	11月1日（水）～	11月29日（水）～ 12月8日（金） 午前9時～午後5時（土日除く）	1月	2月	2月～ 3月	4月
場所	子育て支援課窓口 各園	山武市役所 第2会議室	11ページ 参照	—	12ページ 参照	各園

※私立蓮沼保育園は、受付と面接を同時に行います。詳細については、11ページをご覧ください。

～途中入園の場合～ ※1						
	申込書類配布	受付（申請）	結果連絡	面接	入園決定 通知送付	入園
日程	随時	入園前月の 10日まで※2	入園前月の 15日前後	園との調整 ※3	入園前月の 25日前後	毎月 1日
場所	子育て支援課窓口	子育て支援課窓口	電話にて 連絡	各園	—	各園

※1 途中入園の場合、毎月入所調整を行います。

※2 10日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、それ以前の平日が締切となります。

(2) 受付（申請）

【入園受付期間（期限）一覧】 ※期限の厳守をお願いいたします。

入園希望月	受付期間または受付期限	受付場所
令和6年4月入園	令和5年11月29日（水）～12月8日（金）	市役所第2会議室
令和6年5月入園	令和6年 4月10日（水）	子育て支援課
令和6年6月入園	令和6年 5月10日（金）	子育て支援課
令和6年7月入園	令和6年 6月10日（月）	子育て支援課
令和6年8月入園	令和6年 7月10日（水）	子育て支援課
令和6年9月入園	令和6年 8月 9日（金）	子育て支援課
令和6年10月入園	令和6年 9月10日（火）	子育て支援課
令和6年11月入園	令和6年10月10日（木）	子育て支援課
令和6年12月入園	令和6年11月 8日（金）	子育て支援課
令和7年1月入園	令和6年12月10日（火）	子育て支援課
令和7年2月入園		
令和7年3月入園		

※提出する書類は、事前にご記入・ご準備のうえ、お持ちください。

※令和7年4月以降の入園申込みについては、広報さんむにてお知らせを予定しております。

(3) 面接

【4月入園の場合】

山武市内の幼稚園等・保育所等へ入園を希望するお子様について、次のとおり面接を行いますので、第1希望の施設の受付会場に、お子様と一緒にお願いします。第1希望の施設の面接に来られない場合は、個別に面接を実施しますので、子育て支援課へご連絡ください。なお、入園審査に影響はありません。

現在、山武市の園に在園している方で、他の園への転園を希望される方は、希望する園での面接を受けてください。

①山武市の公立認定こども園・公立幼稚園

公立認定こども園と公立幼稚園は、面接とあわせて『入園前健康診断』を実施します。お子様の服装は脱ぎやすいものでお願いします。また、上履き・筆記用具を持参してください。

※健康診断は、事前に健康状況等を把握し、保健上必要な助言等を行うために実施します。

施設名	受入年齢	日程		場所
なるとうこども園	【長児部】 生後6か月～就学前 【短児部】 3歳児～5歳児 ※なんごうこども園のみ 4歳児～5歳児	令和6年1月18日(木)	時間等詳細は、申請書類提出時に別途ご案内いたします。	各園
なんごうこども園		令和6年1月12日(金)		
しらはたこども園		令和6年1月23日(火)		
まつおこども園		令和6年1月17日(水)		
おおひらこども園		令和6年1月15日(月)		
日向幼稚園	3歳児～5歳児	令和5年12月18日(月)		

②山武市内の私立保育園（面接）

私立保育園は、次の表のとおり面接を行います。

施設名	電話番号	受入年齢	日程	場所
日向保育園	0475(88)2505	生後57日目 ～ 就学前	令和5年12月19日(火) 時間等詳細は、申請書類提出時に別途ご案内します。	さんぶの森 交流センター あららぎ館
若杉保育園	0475(80)9052			
蓮沼保育園	0475(86)2193		令和5年12月13日(水) 9時30～11時30分	蓮沼出張所 (旧蓮沼保健センター)

③山武市内の地域型保育施設

施設名	電話番号	受入年齢	日程・場所
五反田こどもの家	0479(74)8601	6か月～3歳未満	入園希望者には別途ご案内いたします。
キッズアップ	0475(82)0866	3か月～3歳未満	

【途中入園の場合】

調整会議後、入園決定者に対しお電話でご案内いたします。

(4) 保護者説明会

4月からの入園決定者を対象に各園にて保護者説明会を行います。日程等詳細につきましては、別途ご案内いたします。

【入園できなかった場合の手続等】

入園を希望する保育所等に空きがない等の理由により、入園ができない場合のその後の手続は、以下のとおりとなります。

- ◎令和6年度中は、待機児童として選考名簿に登録され、欠員等により入園可能となった時点で、子育て支援課からご連絡いたします。
- ◎待機時には、特に新たな手続きは不要ですが、**希望する保育所等を変更したいときや家庭（勤務）状況等が変わった場合**には、必ず子育て支援課へご連絡ください。

(5) 園見学

4月入園希望者を対象として園の見学を実施します。

実施日時については、各園により異なりますので、見学を希望する方は直接園へお問い合わせください。

必ず事前予約が必要となります。

7 入園申込みに必要な書類

(1) 幼稚園等【1号認定】

①教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書（お子様1人につき1部）

※継続で入園される方は「施設型給付費等教育・保育給付認定現況届兼利用申請書」を提出ください。

※書類提出時に**保護者の方とお子様の個人番号(マイナンバー)**の確認が必要となります。

②入園願

③園児調査票

④アレルギー状況調査表

⑤通園バス利用申込書（希望する場合のみ）

(2) 保育園等【2・3号認定】

①教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書（お子様1人につき1部）

※継続で入園される方は「施設型給付費等教育・保育給付認定現況届兼利用申請書」を提出ください。

※書類提出時に**保護者の方とお子様の個人番号(マイナンバー)**の確認が必要となります。

②家庭状況等調査表（お子様1人につき1部）

③こども園（長児部）・保育園等入園に関する確認票（お子様1人につき1部）

④保育料等の決定に必要な書類

父母それぞれについて、次の書類いずれか1点を提出してください。

ただし、教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書の裏面「税情報等の提供に当たっての署名欄」に同意のうえ、氏名と個人番号（マイナンバー）を記入いただいた方は、書類の提出は必要ありません。

- 令和 5 年度 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書 の写し
- 令和 5 年度 市民税・県民税納税通知書の税額等の明細がわかるページ の写し
- 令和 5 年度 課税（非課税）証明書（所得控除額が記載されているもの）

⑤お子様を保育できないことを証明する書類

以下のとおり書類の提出が必要になります。

保育を必要とする 具体的な状況		証明書・申立書	添付書類等 ※注意事項に記載がない場合、いずれかを添付	注意事項
i	会社員、派遣社員、公務員、パート、アルバイト等給与所得の方 ※単身赴任の方も含まれます。	就労証明書		就労先で漏れなく証明していただく。
	自営業（個人事業主） 事業の専従者等 事業所得、農業所得の方 ※農林水畜産業を営んでいる方も含まれます。	自営業等就労状況申立書	事業の確定申告書控え(税務署収受あり)/個人事業の開業届/営業許可証/法人登記簿/事業内容の分かるものまたは取引明細書	専従者の方は、確定申告第二表の事業専従者に関する事項の欄に氏名が記入されていることも可とします。
	内職に従事する者	就労証明書		就労先で漏れなく証明していただく。
	就労が内定している者	就労証明書		内定先で漏れなく証明していただく。
ii	妊娠中・出産後の方		母子健康手帳の保護者氏名欄と 出産予定日がわかるページの写し	
iii	病気または怪我をしている方		主治医の意見書（①保護者等疾病）	山武市の様式と同様の記載がある医師の診断書であれば可とします。
	障害者手帳等の所持者		身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳	手帳所持者と同程度とされた医師の診断書であれば可とします。
iv	同居する親族を介護・看護している方		主治医の意見書(②保護者等介護看護付添)/介護認定証/身体障害者手帳/精神障害保健福祉手帳/療育手帳	山武市の様式と同様の記載がある医師の診断書であれば可とします。
v	災害等の復旧にあたっている方		罹災証明書/被災証明書	
vi	求職活動に専念している方 起業準備をしている方	求職活動申立書	ハローワーク登録証（ハローワークに通っている場合には添付）	内定先で就労証明書を記入いただける場合には、求職活動申立書の提出は不要です。
vii	学校で修学している方 職業訓練校に在籍している方		①在学、在校証明書 ②カリキュラム、時間割表等、授業時間が確認できるもの	<u>左記の 2 点を提出願います。</u>
viii	児童虐待または DV 被害の理由により必要と認められる場合	保育理由申立書		行政機関の依頼に基づきます。
ix	育児休業を取得している 利用継続の方	①育児休業における保育継続申請書 ②就労証明書		<u>左記の 2 点を提出願います。</u> 就労証明書には育児休業期間の記入が必要です。
x	その他市長が特に保育が必要な状態であると認める場合	保育理由申立書		

⑥山武市内のこども園へ入園希望の場合

- 園児調査表 記入例 34 ページから 35 ページを参照してください。
- アレルギー状況調査票

保育園・こども園
申請書(長児部)



⑦その他（該当する場合のみ必要な書類）

- 教育認定と保育認定の同時認定に係る理由書
兄弟姉妹で、教育認定と保育認定を別々に受ける場合
- 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
世帯の中で障害をお持ちの方がいる場合
- 受給証明書
生活保護を受けている場合
- 多子世帯保育料軽減申出書
住民票を別にする生計が同一の兄弟がいる場合

保育園・こども園
申請書(短児部)



【申込みに当たっての注意点】

- ◎ 提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義がある場合は、追加資料の提出をお願いしたり、勤務先等への電話による調査、子育て支援課での実地調査を行ったりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 申込み時に提出された書類については、お返しできませんのでご了承ください。
- ◎ 提出された書類の内容と事実が異なる場合、入園内定や決定を取り消す場合があります。

8 在園者に対する現況調査の実施について

教育・保育給付認定の基となるお子様の家庭状況や保護者の方の就労状況等を確認するために、すでに幼稚園等・保育所等に入園されている方を対象に、年1回（10・11月頃）、現況調査を実施いたします。

現況調査に当たっては、「施設型給付費等教育・保育認定現況届兼利用申請書」に、お子様の家庭状況や保護者の方の就労状況、翌年度の保育施設の利用希望等について記入して提出してください。また、保育園等の在園者については、その内容を確認するための書類（家庭状況等調査表、就労証明書等）を添付していただきます。

翌年度の教育・保育認定の内容や保育料の額の決定は、この現況調査を基に行ないます。

また、この現況調査の結果、すでに受けている教育・保育認定の内容と異なることが判明した場合には、現況届提出日の翌月以降の教育・保育認定の内容や保育料の額を変更することがあります。

提出書類や調査日時等の詳細については、別途お知らせします。

なお、幼稚園型一時預かりをご利用している方で、施設等利用給付認定を受けている方は、同時期に現況調査を行いますので、ご提出をお願いします。

9 入園後の諸手続きについて

入園後に勤務先や家庭の状況等が変更になった場合や退園・転園等を希望する場合は、下記の書類の提出が必要となります。各様式は、子育て支援課および山武市ホームページにあります。必要事項を記入のうえ、速やかに子育て支援課へ提出してください。

なお、入園中に必要な届出をしない、または、偽りの内容で入園されていることが判明した際には、教育・保育給付認定を取り消し、退園していただく場合がありますのでご注意ください。

（１）教育・保育給付認定の変更申請【保育所等／２号・３号認定】

お子様の家庭状況や保護者の就労状況が変わったこと等により、「教育・保育給付認定の認定区分」、「保育必要量」、「教育・保育給付認定の有効期間」、「利用者負担額」について変更する必要が生じたときは、「施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書」を速やかに子育て支援課へ提出してください。

なお、教育・保育給付認定の変更は、原則として前月の 10 日までに変更申請書が提出されたものは、翌月から適用になりますが、内容によっては、変更事由が生じた日まで遡って適用される場合があります。

（２）家庭状況等が変わった場合の届出

家庭状況等が変わった場合には、次のとおり届出が必要になります。

届出すべき内容	提出書類
家庭の状況が変わったとき（同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等）	「 教育・保育給付認定申請内容変更届 」を提出 ※新たに保育を必要とする事由を証明する書類や税書類の提出が必要になる場合があります。
やむを得ない理由（病気や怪我等）により、1 か月以上休む場合	幼稚園等⇒事前に「 休園届 」を提出 保育所等⇒事前に「 山武市保育所等利用休止申請書 」を提出 ※一時停止が許可された期間は、保育料はかかりません。 ※一時停止の許可期間は、2 か月を限度としますので、2 か月を超えて登園しなかった場合には、2 か月を経過する日をもって、退園となります。
【保育所等のみ】 保護者の就労状況が変わったとき	変更後の「 就労証明書 」を提出
【保育所等のみ】 保護者が仕事を辞めたとき 職業訓練等の期間が終了したとき	「 山武市保育所等退所届 」を提出 ※辞職日（終了日）の月末をもって退園となります。 ※求職活動を行う場合は、「 施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 」を提出してください。辞職日（終了日）から 90 日が経過する日の月末までは、在園することができます。
【保育所等のみ】 保護者が妊娠したとき	「 施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 」に「 母子手帳の出産予定日がわかるページ 」を添付して提出 ※出産予定月の 2 か月前から、保育を必要とする事由が「就労」から「出産」に切り替わります。在園中のお子様については、出産日から 57 日が経過する日の月末までは継続して利用できます。
【保育所等のみ】 出産後、育児休業を取得するとき	「 施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 」に「 就労証明書（育児休業期間が記載されたもの） 」と「 育児休業における保育継続申請書 」を添付して提出
【保育所等のみ】 出産後または育児休業後、仕事に復帰するとき	「 施設型給付費等教育・保育給付認定変更申請書 」に仕事復帰後の「 就労証明書（復職年月日がわかるもの） 」を添付して提出

(3) 退園・転園の手続きについて

退園または転園する場合の手続きは次のとおりです。

なお、退園は、原則として月末となります。

年度途中の入園申込み

入園後の諸手続き



現在の状況	提出書類 届出すべき内容	退園届	保育所等退園届	入園願	保育所等転園申請書	教育・保育給付認定変更申請書	家庭状況等調査表	お子様を保育できないことを証明する書類	こども園（長児部）保育園等入園に関する確認票	提出期限
幼稚園等	退園するとき ※予定がわかり次第お早めにご提出ください。	○								退園する月の 月末まで
	山武市から転出したとき	○								
	市内のこども園（短児部）・幼稚園へ転園するとき	○		○	○					転園を希望する月の 前月まで
	市内のこども園（長児部）・保育園へ転園するとき	○			○	○	○	○	○	前月の 10 日まで ※10 日が土日・祝日の場合はその直前の平日まで
	市内のこども園で、同じ園の長児部へ移動するとき	○				○	○	○	○	
保育所等	退園するとき ※予定がわかり次第お早めにご提出ください。		○							退園する月の月 末まで
	山武市から転出したとき ※山武市の保育所等を継続利用される場合は事前にご相談ください。		○							転園を希望する 月の前月まで
	市内のこども園（短児部）・幼稚園へ転園するとき		○	○	○					
	市内のこども園（長児部）・保育園へ転園するとき				○					前月の 10 日まで ※10 日が土日・祝日の場合はその直前の平日まで
	市内のこども園で、同じ園の短児部へ移動するとき			○		○				
提出先		幼稚園・こども園等			子育て支援課					

10 利用者負担額（保育料）と給食費について

（１）保育料の決定

①保育料は、利用児童の教育・保育給付認定の区分と年齢、世帯（原則として父母）の市民税額から算定します。

- 保育料は市民税（所得割課税額）により決定します。
- 保育料の決定は4月と9月の年2回行います。
 - ・4月：クラス年齢の変更に伴う保育料の決定
 - ・9月：税額の対象年度の変更に伴う保育料の決定
- 年度の途中で歳児が変わっても、4月当初の歳児の保育料が適用されます。
- 2歳児クラスのお子様が年度の途中で誕生日を迎え3歳になった場合、教育・保育給付認定は3号認定から2号認定に変更となります。しかし、年度の途中で教育・保育給付認定が変更になった場合でも、2歳児の保育料となります。また、非課税世帯を除き無償化の対象とはなりません。

児童の年齢とは？	4月初日前日の年齢となります。 ※年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。
税額とは？	・4～8月分：前年度の市民税額（所得割課税額） ・9～3月分：当該年度の市民税額（所得割課税額） ※住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除を行う前の税額
保育料算定のための書類は？	市民税の課税状況を子育て支援課で調査させていただきます。 ※海外での収入がある場合は、市民税所得課税証明書に代わる書類（会社が発行する給与支払い証明等）をご提出いただく場合があります。
税額が把握できない場合は？	原則として、最高階層の保育料を納付していただきます。 ※税額が把握でき次第、さかのぼって保育料を変更します。

②利用児童の父母について、該当年度の市民税額が非課税で、一定収入以下の場合は、祖父母などの直系尊属にあたる者の市民税額（所得割課税額）から保育料を算定します。

一定の収入とは？	年収180万円以下または月収15万円以下が継続している（3か月以上） ※母子（父子）世帯の場合は、年収120万円以下または月収10万円以下
税額を対象とする祖父母は？	同居の祖父母等
同居・別居の判断は？	住民票により判断します。 ※別居していても婚姻中である場合は、別居している者の税額を合算して保育料を決定します（税額の分かる書類が必要になります）。
外国に単身赴任の場合は？	住民票により判断します。 ※別居していても婚姻中である場合は、別居している者の税額を合算して保育料を決定します（税書類が必要になります。）。
離婚した場合は？	住民票および戸籍謄本により判断します。 戸籍謄本または離婚届の受理証明書を提出していただきます。 ※離婚協議中の場合は、離婚が成立するまでは、父母両方の税額を合算して保育料を決定します。

(2) 保育料の金額

令和元年 10 月より、保育園・幼稚園・認定こども園等の **3 歳児から 5 歳児クラスまでのすべての子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児クラスまでの子どもたち**の保育料が無償化の対象となりました。対象となる子どもは保育料はお支払いいただく必要がありません。

※無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校就学前の 3 年間です。

※給食費、教材費、行事費などは無償化後も保護者の皆様のご負担となります。

保育時間認定の保育料表【3 歳未満児】（月額）

（単位：円）

階層区分		保育必要量	利用者負担額（保育料）月額		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
第 1 階層 生活保護世帯		保育短時間	0	0	無料
		保育標準	0	0	
第 2 階層 市民税非課税世帯		保育短時間	0	0	
		保育標準	0	0	
第 3 階層 市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	保育短時間	6,300	0	
	(※ 1)	保育標準	6,700	0	
	ひとり親世帯等	保育短時間	14,600	7,300	
	以外の世帯	保育標準	15,600	7,800	
第 4 階層の 1 市民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	保育短時間	6,300	0	
	(※ 1)	保育標準	6,700	0	
	ひとり親世帯等	保育短時間	24,000	12,000	
	以外の世帯	保育標準	25,500	12,750	
第 4 階層の 2 市民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	保育短時間	6,300	0	第 1 子と同額となります。 ただし、「※ 2」の軽減 が適用される世帯もあり ます。
	(※ 1)	保育標準	6,700	0	
	ひとり親世帯等	保育短時間	24,000		
	以外の世帯	保育標準	25,500		
第 4 階層の 3 市民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	保育短時間	24,000			
	保育標準	25,500			
第 5 階層 市民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	保育短時間	35,600			
	保育標準	37,800			
第 6 階層 市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	保育短時間	48,800			
	保育標準	51,900			
第 7 階層 市民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	保育短時間	64,000			
	保育標準	68,000			
第 8 階層 市民税所得割課税額 397,000円以上	保育短時間	83,200			
	保育標準	88,400			

●ひとり親世帯等のうち市民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯、ひとり親世帯等以外の世帯のうち市民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どもから順に 2 番目の子どもが保育園等を利用する場合に「第 2 子」の利用者負担額を、3 番目以降の子どもが保育園等を利用する場合に「第 3 子以降」の利用者負担額を適用します。

※ 1 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいいます。

※ 2 同一世帯で 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者の範囲において、同一世帯から 2 人以上の子どもが保育園等を同時に利用する場合の利用者負担額は、最も年長の子どもから順に 2 番目の子どもは「半額」、3 番目以降の子どもは「無料」となります。

(3) 給食費

給食費については、認定区分や利用する施設によって取り扱いが異なります。

① 3号認定（0歳児から2歳児クラス）

給食費は保育料に含まれているため、個別の徴収はありません。

② 1号認定と2号認定（3歳児から5歳児クラス）

給食費の徴収を行います。詳しくは下表のとおりです。

	市内の各こども園 (短児部)	市内の幼稚園 (日向幼稚園)	市内の各こども園 (長児部)	市内の私立保育園
給食費	月額 3,200円 ※原則、精算は行いません。	月額 3,100円 ※3月は3,100円ではなく精算金額となります(1食240円)。	月額 4,500円 ※原則、精算は行いません。	
	【共通事項】 ○おかず分を保護者の皆様にご負担いただき、ごはん分は無料です。 ○年収360万円未満相当世帯の方は、給食費も「無料」です。 ○同一世帯で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者から順に、3番目以降の子どもの給食費は「無料」となります。 ※住民票を別にする生計が同一のきょうだいがいる場合も含まれます。申出書の提出により軽減の対象となる可能性があります。			
納付方法	原則として口座振替により納付 給食費に係る口座振替の手続きが必要 (詳しくは「(4) 保育料と給食費の納付方法」を参照)			月初に集金袋により納付 給食費に係る口座振替の手続きは不要

(4) 保育料と給食費の納付方法

① 市内の公立幼稚園等・公立保育所等・私立保育園に入園する場合、または市外の私立保育園に入園する場合

「保育料」、および「市内の公立幼稚園等・公立保育所等の給食費」は原則として、口座振替により納付していただきます。ただし、口座振替により納付することができない場合は、納入通知書による納付となります。

※市内外の私立保育園に入園する場合、給食費は施設へ直接お支払いいただきます。詳しくは施設へお問い合わせください。

【口座振替払い】

- 各月末日（末日が休日の場合は、翌月の初日の銀行営業日）に指定口座より振替となります。
※令和5年度保育料口座振替予定日一覧を参考にしてください。
- 残高不足等で振替できず、納付が確認できない場合は、督促状を発送いたします。
- 口座振替の手続きは、「山武市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」（山武市指定様式）にて、振替を希望する山武市口座振替取扱金融機関で行ってください。なお、口座振替の手続完了まで1か月程度かかりますので、手続完了までは、納入通知書により納めていただくことになります。

※口座振替払いの場合、領収証は発行されません。通帳への記入をもって、領収書の発行に代えさせていただきますので、ご了承ください。

※口座振替取扱金融機関は次のとおりです。

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子信用金庫、中央労働金庫、千葉信用金庫、銚子商工信用組合、山武郡市農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

【納入通知書払い】

- 毎月中旬頃に、その月分の納入通知書が保育所等より配付されますので、納期限までに指定金融機関または山武市役所の窓口で納付してください。
- 納付の確認ができない場合は、督促状を発送します。なお、一部の金融機関においては、子育て支援課で支払いが確認できるまで2週間程度の時間を要する場合がありますので、必ず納期限内にお支払いください。

令和6年度保育料口座振替予定日一覧

振替予定日			
令和6年4月分	令和6年4月30日	令和6年10月分	令和6年10月31日
令和6年5月分	令和6年5月31日	令和6年11月分	令和6年12月2日
令和6年6月分	令和6年7月1日	令和6年12月分	令和7年1月6日
令和6年7月分	令和6年7月31日	令和7年1月分	令和7年1月31日
令和6年8月分	令和6年9月2日	令和7年2月分	令和7年2月28日
令和6年9月分	令和6年9月30日	令和7年3月分	令和7年3月31日

ご注意ください！！

- ▲保育料を滞納された場合は、滞納処分の対象となります。
- ▲通常は、督促状の送付や電話による催促により、自主的な納付をお願いしておりますが、長期にわたり滞納している方については、法律に基づき差押え等の滞納処分を実施します。
- ▲給食費が3か月以上未納となった場合には、その後の給食費は前払いで納付していただくことになります。
- ▲保育料を3か月分以上滞納したときや保育料を滞納している方が保育所等を退園しようとするときは、滞納している保育料に関する納付計画書を提出していただきます。あらかじめご了承ください。
- ▲保育料は原則として前年または前々年の収入状況等により算定しておりますので、以前より収入が著しく減少して生活困窮となった場合には、分納についてご相談ください。

②市外の公立保育所等に入園する場合

保育料、給食費共に保育所等の所在する自治体に直接支払います。詳しくは保育担当課へお問い合わせください。

③私立認定こども園および私立地域型保育事業所に入園する場合

保育料、給食費共に入園している施設に直接支払います。詳しくは施設へお問い合わせください。

(5) 保育料の変更および減免について

①保育料の変更

引越しや離婚、祖父母との同居開始、結婚など、様々な要因で世帯員が増え、または減る場合があります。その際、保育料が変更になる場合がありますので、世帯員に変更が生じた際は、必ず「教育・保育給付認定

申請内容変更届」を子育て支援課に提出してください。

世帯員の増減により、保育料の算定対象者に変更が生じた場合は、子育て支援課より必要な書類の提出をお願いする場合があります。

なお、保育料の変更は、原則として変更届の提出があった日の翌月から行いますが、変更事由が発生した日の翌月以降に変更届が提出された場合には、変更事由が発生した日の翌月から保育料の変更を行います。

②保育料の減免

震災・火災等の災害により居住家屋等が著しく損害を受けた場合、保育料が減免されます。減免にはそれぞれ申請が必要です。子育て支援課窓口までご相談ください。

③こども園給食費の減額

市内のこども園については、土日祝日を除き連続して5日以上休む場合または連続して5日以上給食を利用しない場合、事前に届け出た方については、給食費を減額いたします。

給食費の減額を受ける場合には、原則として1週間前までに、「こども園給食利用停止届」をこども園に提出してください。

(6) 実費徴収について

山武市の認定こども園では、保育料および給食費のほか、日用品・文房具等の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等について、実費を徴収させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。詳細については、入園説明会でお知らせいたします。

なお、その他の施設へ入園を希望される場合には、直接各施設へお問い合わせください。

11 その他の保育事業について

(1) 幼稚園型一時預かり（認定こども園短児部）

こども園（短児部）では、通常の保育時間を超えて保育を必要とする場合に、幼稚園型一時預かり保育を実施しています。

なお、幼稚園では行っていない。幼稚園型一時預かりを利用できるのは在園児のみです。幼稚園に在園中のお子様は、こども園での利用はできませんのでご了承ください。

①保育の種類

	非定型保育	緊急保育	私的理由による保育
保育を必要とする理由	保護者の就労・就学等のため家庭での保育が困難となる場合	保護者の疾病・出産・その他やむを得ない事情により緊急的に保育を必要とする場合	保護者の方のリフレッシュ（育児に伴う精神的・身体的負担の解消）等の場合
利用回数	週3日まで	月7日まで	週1日まで
必要書類	就労証明書 勤務のシフト表（シフト制の場合のみ）	事実が証明できる書類 （入院計画書、母子手帳の写し等）	

②利用時間

- 通常**：午前 7 時 00 分から午前 8 時 30 分 午後 3 時 00 分から午後 7 時 00 分
- 長期休業中**：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

③利用料・給食費

- 利用料**：1 時間あたり 150 円（1 時間未満端数が生じたときは 1 時間の料金）
 - 給食費**：1 食あたり 230 円（長期休業中に限る）
- ※詳細につきましては、直接こども園にご連絡ください。

④幼児教育・保育の無償化（預かり保育料分）

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。保育の必要性の基準を満たす方が幼稚園型一時預かりを利用する場合は、施設等利用給付認定（「保育の必要性の認定」）を受けることで、預かり保育料が限度額まで「無料」となります。

●幼児教育・保育の無償化の対象

【対象者】以下のすべてを満たす方が対象です。

- 1 号認定を受け、こども園に在園している 3 歳児から 5 歳児
- 保護者の就労などにより保育が必要な児童

※保育の必要性の基準は、教育・保育給付認定 2 号・3 号と同じです【6 ページ参照】

●支給限度額

給付額は、1 日あたり 450 円、月額では 1 万 1,300 円が上限となります。ただし、預かり保育の保育料が上限額を下回る場合は、保育料が支給限度額となります。

なお、長期休業中利用時の給食費 230 円は保護者にご負担いただきます。

●保育の必要性の認定申請

預かり保育を利用する場合で「施設等利用給付認定」を受けるためには、あらかじめ認定申請の手続きが必要です。

- ◆提出先 山武市役所子育て支援課
- ◆提出期限 利用希望前月 10 日まで
- ◆提出書類

【預かり保育を利用するすべての方が必要な書類】

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- 保育が必要であることを証明する書類（13 ページ参照）

●施設等利用給付認定

認定申請をしていただきましたら、市で審査を行います。保育の必要性の要件を満たす場合は、市から保護者様宛に認定通知書を送付します。

（２）延長保育（認定こども園長児部）

延長保育とは、就労等の理由により、通常保育時間以外の時間の保育を必要とする場合に利用できます。**自宅
で夕食の用意、退社後の買い物やお出かけでの利用はできません。**

なお、**延長保育については、公立と私立で取扱い（延長保育料等）が異なります。**私立の場合は、入園を希望する保育所等へお問い合わせください。

	月単位利用		臨時利用
利用できる方	就労等により通常保育時間を超えて保育を必要とする方		常時ではないが、臨時で通常保育時間を超えて保育を必要とする方
延長保育時間	標準時間	【月～金曜日】 18:00 ～ 19:00	
		【土曜日】 ——	
	短時間	【月～金曜日】 7:00 ～ 8:00 / 16:00 ～ 19:00	
		【土曜日】 7:00 ～ 8:00 / 16:00 ～ 18:00	
延長保育料	下記『延長保育料一覧』のとおり。		
利用方法	利用を希望する月の前月 15 日までに、延長保育（月単位利用）申込書に必要事項を記入のうえ、こども園に提出してください。		① 事前に利用日がわかっている場合は、「延長保育（臨時利用）申込書」に必要事項を記入のうえ、こども園に提出してください。 ② 緊急の場合は、理由と利用時間を電話等でこども園に伝えておき、お迎えの時に「延長保育（臨時利用）申込書」を提出してください。
延長保育料納付方法	通常の保育料と同様ですので、19 ページ『保育料と給食費の納付方法』を参照ください。		延長保育利用ごとにお子様のお迎えの時に現金で納付してください。 後日納付は、認めていません。
その他	その他、利用時注意事項等の詳細については、子育て支援課へお問い合わせください。		

【延長保育料一覧】

保育時間	保育料		臨時利用の 延長保育料 （日額）	備 考
	月単位利用の延長保育料（月額）			
	平日（月～金）	土曜日のみ利用		
30 分	500 円	100 円	50 円	（１）月単位利用の方で、同一世帯で お子様が 2 人以上同時に延長保育を利用する場合、 2 人目は半額・3 人目は無料 となります。 《例》兄・なるとこども園 5 歳児 全額 弟・なるとこども園 3 歳児 半額 妹・なるとこども園 0 歳児 無料 （２）生活保護世帯の保育料は無料です。また、年収 360 万円未満相当世帯の方は、 1 人目は左記の半額・2 人目以降は無料 となります。
1 時間	1,000 円	200 円	100 円	
1 時間 30 分	1,500 円	300 円	150 円	
2 時間	2,000 円	400 円	200 円	
2 時間 30 分	2,500 円	500 円	250 円	
3 時間	3,000 円	600 円	300 円	
3 時間 30 分	3,500 円	—	350 円	
4 時間	4,000 円	—	400 円	

（３）障がい児保育（すべての保育所等）

すべての保育所等で、集団保育が可能な障がいがあるお子様、または発達に遅れがあるお子様を対象に、障がい児保育を実施しています。詳細については、子育て支援課へお問い合わせください。

（４）一般型一時預かり保育（市立こども園・蓮沼保育園・五反田こどもの家）

こども園では、山武市にお住まいの就学前のお子様を対象として、保護者の就労・傷病等により家庭における保

育が困難な場合や育児中のリフレッシュ等に対応するため、一時的にお子様をお預かりする一般型一時預かり保育を実施しています。

一般型一時預かり保育には、① 非定型的保育、② 緊急保育、③ 私的理由による保育の3つの利用形態があります。それぞれ利用できる日数や時間等が異なりますので、詳細については、各施設へお問い合わせください。

（５）病後児保育（なるとうこども園）

病気の回復している途中で、まだ集団保育をすることが難しいお子様（山武市在住でこども園・保育園・幼稚園などの施設に通園している方）を、なるとうこども園内にある病後児保育室で一時的にお預かりします。詳細については、子育て支援課へお問い合わせください。

（６）子育て支援センター（市立こども園・若杉保育園）

こども園では、子育てについての相談・情報交換・育児教室等ができる場所、または、お子様や保護者同士が交流できる場所として利用できるように、子育て支援センターを下記のとおり開設しています。（ただし、なんごうこども園およびまつおこども園は電話相談のみの実施となります。）

事業内容等詳細については、各子育て支援センターまたは子育て支援課へお問い合わせください。

若杉保育園子育て支援センターは、旧むつみのおか幼稚園園舎で開設しています。また、一部運用が異なりますので直接お問い合わせください。

子育て支援センター

①利用できる方：山武市内に住所のある未就園児とその保護者

（若杉保育園子育て支援センターは、幼稚園・こども園短児部在園児も利用可）

②利 用 料：無料（ただし、事業内容によっては、一部負担金あり。）

③利用方法：**必ず、お子様と保護者の方が一緒に利用**してください。

利用については、電話での事前予約が必要です。予約は、利用を希望する支援センターに直接ご連絡ください。



子育て支援センターの利用については、感染症予防のため、利用時間や利用回数について制限を設ける場合があります。その場合は、山武市ホームページでお知らせしますので、ご利用前にご確認ください。

【子育て支援センター一覧】

センター名	電話番号	開設日時
なるとうこども園子育て支援センター	0475-82-1356	○月曜日～金曜日 9:00～11:00 13:30～15:30 ○毎月第3土曜日 なるとうこども園のみ開設 ※状況により閉所 9:00～11:00 ※祝日・年末年始を除く。 ※なんごうこども園・まつおこども園は電話相談のみ
しらはたこども園子育て支援センター	0475-82-1756	
おおひらこども園子育て支援センター	0479-86-7100	
なんごうこども園子育て支援センター	0475-82-2689	
まつおこども園子育て支援センター	0479-86-2300	
若杉保育園子育て支援センター	0475-89-1555	日により異なります。

【主な事業内容】

『あそぼ・遊ぼう』、『地域支援活動事業 すまいる』、『子育て支援講座』、『子育て相談』、『さん SUN パパ』など

12 よくある質問 Q & A

Q 1 「認定こども園」とは、どんなところですか？ 保育所（園）とは違いますか？

A1) 認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設です。一番のメリットは、ご家庭の状況が変更となった場合でも同じ施設を利用できる点です。

例えば、保育所は、保護者が仕事を辞めた場合は退園しなければならず、子どもの環境が変わってしまいました。しかし、認定こども園では、短児部と長児部が同じクラスで生活しているため、短児部に変更することにより、同じ友達・先生・園舎で一貫した幼児教育・保育を受け続けることができます。

Q 2 申込みをすれば、必ず入園できますか？ また、入園は先着順ですか？

A2) 入園希望の保育所等に空きがなければ、入園することはできません。

また、入園希望の方の人数が空きの人数を超える場合には、先着順ではなく、保育を必要とする事由やご家庭の状況等を基に点数付けを行い、点数の高い方から順に、入園を決定します。

Q 3 申込みはいつまでにすればよいですか？

A3) 山武市では、原則、入園を希望する月の前月 10 日を申込受付締切日としています。締切日を過ぎてしまいますと、次回分の申込みとして選考することになりますので、書類の不足がないよう準備いただき、期日を遵守くださるようお願いします。なお、令和 6 年 4 月入園分については、令和 5 年 11 月 29 日から 12 月 8 日までが申込み期間になります。

Q 4 乳児の場合、何か月から入園可能ですか？

A4) 山武市の認定こども園では、令和 5 年度から 6 か月を迎えた日が属する月の翌月 1 日から入園申込みが可能となります。市内の私立保育園では、57 日目を迎えた日が属する月の翌月 1 日から入園申込みが可能です。

《例 1》認定こども園：令和 5 年 9 月 5 日生まれの乳児→令和 6 年 4 月 1 日以降の入園申込みが可能

《例 2》私立保育園：令和 6 年 1 月 9 日生まれの乳児→令和 6 年 4 月 1 日以降の入園申込みが可能

Q 5 現在、育児休業を取得しており、復職予定の場合、何月から入園できますか？

A5) 育児休業明けで復職する方の場合、復職予定日の属する月からの申込みを受け付けます。

《例》4 月 18 日が復職予定日の場合、4 月 1 日からの入園が可能です。

Q 6 これから仕事を始めようと考えていますが、入園申込みはできますか？

A6) これから仕事を始めようと考えている方、または現在求職中の方も入園の申込みができ、入園を希望する保育所等の空き状況等によっては、入園することができます。ただし、期限付き（入園日から 90 日が経過する日の月末まで）の入園となり、その期間内に就職先で作成された就労証明書を子育て支援課へ提出いただき、保育所等での保育が必要と判断された場合に保育実施期間（入園承諾期間）を延長いたします。

Q 7 祖父母やおじ、おばと同居しています。保育ができない証明書は必要ですか？

A7) 不要ですが、教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書または施設型給付費等教育・保育給付認定現況届兼利用申請書の「職業または学校名等」に記入をお願いします。

Q 8 同じ会社に勤めているが、就労状況が変わった場合は就労証明書の再提出が必要ですか？

A8) 今後も継続して入園を希望するのであれば、提出していただく必要があります。

Q 9 同居していなくても保護者の就労証明書は必要ですか？

A9) 同居していなくても、保護者の保育必要理由の証明は必要となります。

Q10 入園を希望する月に入園できなかった場合、再度申込みは必要ですか？

A10) 同じ年度内であれば、再度の申込みは必要ありません。欠員等により入園可能となった時点で子育て支援課からご連絡します。なお、仕事先が決まった、変わった、家庭の状況が変わった等、申込み時から状況が変わった場合には、それに対応した書類を提出してください。優先度が変わる場合があります。

Q11 勤務地が市外にあるため、市外の保育所等への入園を希望しています。申込みはできますか？

A11) 申込みは可能です。申込み受付締切日や保育所等の空き状況等について、事前に希望する保育所等のある自治体へお問い合わせのうえ、山武市子育て支援課へ申込書類を提出してください。

なお、市外の保育所等へ入園申込みができるのは、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

- ①保護者の勤務先または通勤途上の自治体にある保育所等へ入園を希望する場合
- ②里帰り出産先の自治体にある保育所等へ入園希望する場合
- ③転入前に入園していた保育所等を引き続き利用する場合

ただし、各自治体において、受け入れを制限している場合や受け入れの条件に該当しない場合には、申込みできませんのでご注意ください。

Q12 年度途中で転入予定の場合の申請はどのようにしたらよいですか？

A12) 入園を希望する月の初日（1日）までに山武市に転入予定の場合は、山武市民と同様の手続きを実施してください。ただし、入園する月までに山武市に転入しなかった場合は、入園はできません。

Q13 病気をもつ子どもは入園できますか？

A13) その病気を診ているお医者さんに、入園ができる健康状態かを確認していただく必要があります。病気の状況によっては診断書等を提出していただき、協議が必要となりますので、申込みの際にご相談ください。

Q14 現在、子どもが幼稚園に在籍しています。夏休みの期間だけ保育所等に入園することはできますか？

A14) 幼稚園に在籍しながら、保育所等に入園することはできません。また、保育所等の一時預かり保育を利用することもできません。

Q15 新規入園の場合、必ず慣らし保育を受けなければなりませんか？

A15) 山武市の認定こども園では、慣らし保育の内容や期間は保護者とこども園で相談のうえ決定します。なお、他の保育所等については、直接お問い合わせください。

Q16 月の途中からの入園または月の途中での退園はできますか？

A16) 入園は1日入園となっており、途中入園は原則できません。退園も原則月末ですが、やむを得ない場合は月途中の退園を認めております。

Q17 入園後に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？

A17) 辞職日の月末をもって退園となります。ただし、退職後求職活動を行う場合には、申請して、入園期間を辞職日から90日が経過する日の月末までに延ばすことにより、引き続き保育所等を利用することができます。

Q18 育児休業を早めて保育園に預けたい場合の書類の記入の仕方を教えてください。

A18) 実際に育児休業が終了する予定日を就労先で記入していただきます。

Q19 面接を受けるということは、入園できるということですか？

A19) 面接を受けても入園決定ではありません。

Q20 現在保育短時間認定を受けているが、就労時間が長くなったため、保育時間を延ばしたいので保育標準時間認定に変えることはできますか？

A20) 変更となった就労証明書を添付のうえ、教育・保育給付認定変更申請書を提出することにより保育標準時間認定に変更することができます。しかし、父母のうちのいずれかに求職中の方、育児休業中の方、月120時間に満たない就労等の方がいる場合には、保育標準時間認定を受けることができません。

Q21 現在保育標準時間認定を受けているが、時間内のお迎えが可能なので保育短時間認定に変えることはできますか？

A21) 保育標準時間認定を受けている方については、希望により保育短時間認定を受けることが可能です。変更の際は「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

Q22 上の子が1号認定を受けて幼稚園に入園していますが、1歳の下の子は3号認定を受けて保育園に入園できますか？

A22) 月 64 時間以上の就労等、市の保育必要事由基準（6ページ参照）に該当し、且つ就労状況・保護者の状況に客観的に変化があり、教育・保育給付認定の変更の必要が生じた場合に限り可能となります。ただし、送迎の時間は1号認定のお子様に合わせて時間とします。なお、単に保護者の希望が変わったこと（保育料等の理由）だけを理由として認定の変更を希望される場合は、変更を認めることができません。

Q23 兄がすでに保育所等に在籍していて、来月から弟が同じ保育所等に入園します。口座振替の手続きは必要ですか？

A23) 必要です。口座振替については、児童ごとに行ないます。お手数ですが、ご利用の金融機関で手続きをお願いいたします。

Q24 保育料は公立・私立、または保育所・認定こども園・地域型保育事業所で違いはありますか？

A24) 違いはありません。基本の保育料については山武市民であれば、公立・私立、市内・市外または保育所・認定こども園・地域型保育事業所を問わず、山武市が定めた保育料になります。

Q25 年度途中で年齢が変わった場合、保育料は変わりますか？

A25) 変わりません。年度の切り替え時（4月）当初の満年齢により保育料が決定されます。

Q26 子どもに食物アレルギーがあります。園ではどのような対応をしてもらえますか？

A26) 山武市のこども園・幼稚園では、入園の際に『アレルギー状況調査票』を提出していただいております。これによりアレルギー疾患があり、こども園・幼稚園での保育中に特別な配慮や管理が必要な場合には、医師記載の『生活管理指導表』を提出していただき、それに基づいて保護者様と対応方法を確認の上お子様の保育を行うこととしております。特に食物アレルギーがある方は、提出していただいた『生活管理指導表』を基に栄養士と面接して除去食について確認します。ただし、集団給食での対応が困難な場合は、お弁当をお持ちいただく場合もあります。

なお、他の保育所等については、直接お問い合わせください。

Q27 薬を園で飲ませてもらえますか？

A27) 山武市のこども園・幼稚園では、お子様の安全・事故防止のため、園職員による薬の投与は原則として行っておりません。

ただし、慢性疾患がある等の理由で投薬が必要な場合には、必要書類を提出していただいた上で対応を検討いたしますので、申込みの際にご相談ください。

なお、他の保育所等については、直接お問い合わせください。

Q28 バスの送迎はありますか？

A28) 令和5年10月1日現在、日向幼稚園及びなるとうこども園で通園バスが運行しています。

ただし、通園バス利用希望者が10名未満の場合は運行しません。

Q29 4月から他の園に転園することは可能ですか？

A29) 転園希望の園に空きがあれば、転園は可能です。

こども園・保育園・幼稚園の定員数等一覧

区分	施設名	定員数 ※1		受入月齢	時間区分	保育時間（平日） ※4			保育時間（土曜日）			
		短児部	長児部			延長保育 開始時刻	通常保育	延長保育 終了時刻	延長保育 開始時刻	通常保育	延長保育 終了時刻	
公立 こども園	なるとうこども園	120	120	6 か月 以上 ※3	保育標準時間	—	7：00～18：00	19：00	—	7：00～18：00		—
	しらはたこども園	90	120			・なんごうこども園はしらはたこども園での合同保育です。 ・まつおこども園はおおひらこども園での合同保育です。						
	なんごうこども園	20	90		保育短時間	7：00	8：00～16：00	19：00	7：00	8：00～16：00	18：00	
	まつおこども園	24	101									
	おおひらこども園	40	100		教育標準時間	※2	8：30～15：00	※2	—	—	—	
私立 保育園	日向保育園	—	90	57 日 以上	保育標準時間	—	7：00～18：00	19：00	—	7：00～18：00 蓮沼保育園は 8：00～17：00		19：00
	若杉保育園	—	90			保育短時間	7：00	8：00～16：00 蓮沼保育園 16：30 まで	19：00	7：00	8：00～16：00	19：00
	蓮沼保育園	—	60									
公立幼稚園	日向幼稚園	120	—	3 歳児以上	教育標準時間	—	9：00～15：00	—	—	—	—	
地域型 保育施設	キッズアップ	—	5	3 か月～ 3 歳未満	施設ごとに異なりますので、子育て支援課または各施設へ直接お問い合わせください。							
	五反田こどもの家	—	10	6 か月～ 3 歳未満								

※1 施設全体での定員数となります。この定員数に達していなくても、年齢別クラスごとの受入可能人数が定められているため、入園をお待ちいただく場合もあります。

※2 こども園短児部において通常保育時間以外に保育を受ける場合には、幼稚園型一時預かり事業を利用することになります。

※3 こども園短児部の受入月齢は、なるとう・しらはた・まつお・おおひらこども園は 3 歳児以上、なんごうこども園は 4 歳児以上です。

※4 延長保育終了の時間は閉園の時間となりますので、お迎えの時間は厳守願います。



令和 6 年度クラス別年齢早見表

クラスは、入園時の年齢ではなく令和 6 年 4 月 1 日現在の年齢により編成されます。

クラス	生 年 月 日
5 歳児	平成 30 年 4 月 2 日 ～ 平成 31 年 4 月 1 日
4 歳児	平成 31 年 4 月 2 日 ～ 令和 2 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 2 年 4 月 2 日 ～ 令和 3 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 3 年 4 月 2 日 ～ 令和 4 年 4 月 1 日
1 歳児	令和 4 年 4 月 2 日 ～ 令和 5 年 4 月 1 日
0 歳児	令和 5 年 4 月 2 日 ～ 生後 6 か月以上（公立） 生後 57 日以上（私立）

山武市マップ

こども園 保育園 幼稚園



こども園《公立》

名 称	所在地	連絡先
なるとうこども園	成東 210 番地 3	0475-82-1355
なんごうこども園	上横地 887 番地 1	0475-82-2689
しらはたこども園	白幡 1919 番地	0475-82-1755
まつおこども園	松尾町金尾 441 番地	0479-86-2300
おおひらこども園	松尾町広根 1182 番地 1	0479-86-3456

保育園《私立》

名 称	所在地	連絡先
日向保育園	椎崎 1331 番地 1	0475-88-2505
若杉保育園	横田 172 番地 1	0475-80-9052
蓮沼保育園	蓮沼ハの 1033 番地 3	0475-86-2193

幼稚園《公立》

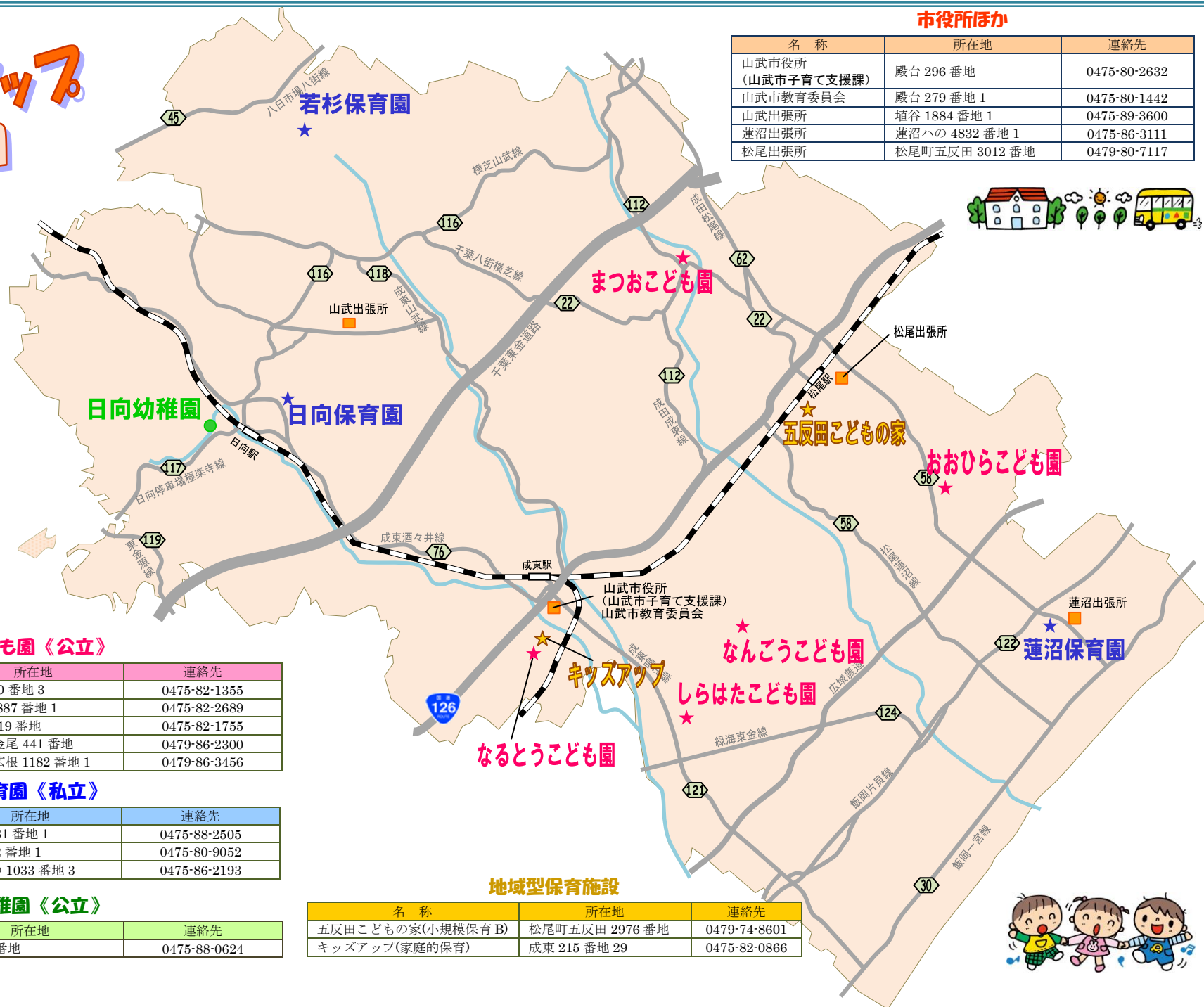
名 称	所在地	連絡先
日向幼稚園	雨坪 12 番地	0475-88-0624

地域型保育施設

名 称	所在地	連絡先
五反田こどもの家(小規模保育 B)	松尾町五反田 2976 番地	0479-74-8601
キッズアップ(家庭的保育)	成東 215 番地 29	0475-82-0866

市役所ほか

名 称	所在地	連絡先
山武市役所 (山武市子育て支援課)	殿台 296 番地	0475-80-2632
山武市教育委員会	殿台 279 番地 1	0475-80-1442
山武出張所	埴谷 1884 番地 1	0475-89-3600
蓮沼出張所	蓮沼ハの 4832 番地 1	0475-86-3111
松尾出張所	松尾町五反田 3012 番地	0479-80-7117



【 申 請 書 記 入 例 】

第1号様式（第4条関係）

教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書

表

□ 月 △ 日

個人番号記載欄へはマイナンバーを記入してください。
なお、記載がない場合は受付不可となります。

住所 山武市殿台1番地
申請者 氏名 山武 太郎
(保護者) 個人番号 1234 5678 9000
電話番号 0475-80-0000

(宛先) 山武市長

子ども・子育て支援法第20条に基づき、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を次のとおり申請し、併せて施設（事業）の利用について申請します。なお、山武市が運営する施設の利用に当たっては、市が提示する重要事項説明書の内容に同意します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな) さんむ いちご 山武 苺	生年月日 令和4年9月13日生	年齢 1才1か月	性別 男・ ☒ 女	障害者手帳の有無 有・ ☒ 無
個人番号	2222 3333 4444				
認定番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。				
保育の希望の有無(※)	☒ : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 ☐ : 幼稚園等の利用を希望する場合				
緊急連絡先 電話番号等	(氏名) 山武 太郎 (携帯) 090-00000-0000 (続柄 父)		(氏名) 山武 花子 (携帯) 080-00000-0000 (続柄 母)		

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（長児部）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（短児部）をいいます。

・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯等の状況

区分	氏 名	子どもとの続柄	生 年 月 日	性別	職業又は 学 校	備 考
子どもの同居者(同一敷地内に住所のある方)	(ふりがな) さんむ たろう 山武 太郎	父	平成5年5月5日	男・女	会社員	
	(ふりがな) さんむ はなこ 山武 花子	母	平成6年6月6日	男・ ☒ 女	パート	
	(ふりがな) さんむ たけお 山武 武夫	祖父	昭和40年10月10日	男・女	農業	
	(ふりがな) さんむ すぎ 山武 すぎ	祖母	昭和42年12月12日	男・ ☒ 女	要介護	障害手帳有
	(ふりがな) さんむ ごろう 山武 吾郎	兄	平成28年8月1日	男・女	山武小学校	単身赴任・別居中・ 障害手帳有等あれば 備考欄にご記入くだ さい。
	(ふりがな) さんむ いちご 山武 苺	本人	令和4年9月13日	男・ ☒ 女		
生活保護の適用の有無		☒ 適用無し ・ ☐ 適用有り				
要保護者等の該当の有無 ※同居者のうち、該当者がいればチェックしてください。		☐ ひとり親家庭（配偶者のない者） ☐ 身体障害者手帳の交付を受けた者 ☐ 療育手帳の交付を受けた者 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ☐ 特別児童扶養手当支給対象児童 ☐ 国民年金の障害基礎年金受給者等				

世帯が別であっても、同一敷地内の方は全てご記入ください。

該当する場合は☑

別居祖父母			氏名	職業等	住所
	父 方	祖父			
		祖母			
	母 方	祖父	千葉 健	会社員	千葉県市川市〇〇町1-1-1
祖母		千葉 美子	無職	同 上	

②利用を希望する期間及び希望する施設（事業）名

利用を希望する期間	☒ 小学校就学前 令和6年 4 月 1 日 から ☐ 満3歳に達する年度末 まで ☐ 年 月 日		
利用を希望する施設（事業）名	(第1希望) 〇〇こども園	(第2希望) △△保育園	(第1希望) ☐ ☐ こども園

③保 必要とする理由等

※1 **皇** 又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に、記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由		備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他() (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)(株)○○○○ 8:30~17:15 約月△日勤務		保育所等(2号・3号)のみ記入してください。
母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 就学 ☐ その他() (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)(株)○○○○ 9:00~16:00 約月△日勤務			
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☐ 左記以外			
希望する利用時間	利用曜日		利用時間区分の希望	
	月・火・水・木・金・土 曜日		☒ 保育標準時間利用(11時間まで) ☐ 保育短時間利用(8時間まで)	

教育・保育給付認定申請にあたり、下記事項について同意

- ・市が施設型給付費・地域型保育給付費等に生活保護の適用状況を確認すること。
・利用者負担額（保育料）の収納情報を、必要に応じて特定教育・保育施設等（元里が入所する特定教育・保育施設の所在地である市町村を含む）に提供すること。
・利用者負担額（保育料）が滞納となった場合、市税に関する滞納情報を管理する部署から資料を取得すること及び市税に関する滞納情報を管理する部署からの求めに応じ資料を提供すること。

同意年月日 令和 ○ 年 △ 月 □ 日

住所 山武市殿台1番地

保護者（父）氏名 **山武 太郎**

保護者（母）氏名

山武 花子

(個人番号) **1234 5678 9000**

(個人番号) 0099 8765 4321

※ 以下、市記載欄です。記入しないでください。

* 市記載欄

受付年月日

認定の可否				認定番号				認定区分等						
可・否 (否とする理由)				認定				□ 1号 □ 2号 □ 3号 (□ 標 □ 短)						
支給（入所）の可否								支給（利用）期間						
可・否 (否とする理由) [□ 施設型 □ 地域型 □ 特例施設型 □ 特例地域型]								自 至						
入所施設（事業者）名														
[□ 認定こども園 (□ 連 □ 幼 (□ 幼 □ 保) □ 保 (□ 保 □ 幼) □ 地 (□ 幼 □ 保)) □ 幼稚園 □ 保育所 □ 地域型 (□ 小 □ 家 □ 居 □ 事)]														
利用者負担額														
階層	全 額	半 額	第3子	保育料 円	階層	全 額	半 額	第3子	保育料 円	階層	全 額	半 額	第3子	保育料 円
適用期間	から			適用期間	から			適用期間	から					
備 考														

*施設記載欄（施設（事業者）を経由して市に提出する場合）

受付年月日

施設（事業者）名	（事業所番号： ）	
担当者氏名連絡先	（担当者）	（連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（ 契 約 ・ 内 定 （ 契 約 （ 内 定 ） ） ） ・ 無	
備 考		

【 現 況 届 記 入 例 】

第7号様式（第9条関係）

表

施設型給付費等教育・保育給付認定現況届兼利用申請書

〇〇年 △ 月 □ 日

個人番号記載欄へはマイナンバーを記入してください。
なお、記載がない場合は受付不可となります。

住所 山武市殿台1番地
申請者 氏名 山武 太郎
(保護者) 個人番号 1234 5678 9000
電話番号 0475-80-〇〇〇〇

(宛先) 山武市長

次のとおり、施設型給付費等の支給認定について基準日（R5年10月1日）現在における現況を届け出ます。また、併せて次年度における施設等の利用について申請します。なお、山武市が運営する施設の利用に当たっては、市が提示する重要事項説明書の内容に同意します。

届出に係る 小学校就学前 子ども	氏 名 (ふりがな さんむ いちご) 山武 莓	生年月日 平成31年3月1日 生	年齢 4才6か 月	性別 男・ ☒ 女	障害者手帳の有無 有・ ☐ 無
個人番号	2222 3333 4444				
認定番号	〇〇〇〇〇				
保育の希望の有 無(※)	☒ 有 : 保護者の労働又は疾病 ☐ 無 : 幼稚園等の利用を希望する				
緊急連絡先電 話番号等	(氏名) 山武 太郎 (携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (続柄 父)	(氏名) 山武 花子 (携帯) 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (続柄 母)			

支給認定証に記載されている「認定者番号」
をご記入ください。紛失等でわからない場
合は空欄でご提出ください。

- (※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（長児部）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（短児部）をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯等の状況

世帯が別であっても、同一敷地
内の方は全てご記入ください。

区分	氏 名	子どもとの続柄	生 年 月 日	性別	職 業	備 考	
子どもの同居者（同 敷地内に住所のある方）	(ふりがな さんむ たろう) 山武 太郎	父	平成5年5月5日	男・女	会社員	単身赴任・別居 中・障害手帳有等 あれば備考欄に ご記入ください。	
	(ふりがな さんむ はなこ) 山武 花子	母	平成6年6月6日	男・ ☒ 女	パート		
	(ふりがな さんむ たけお) 山武 武夫	祖父	昭和40年10月10日	男・女	農業		
	(ふりがな さんむ すぎ) 山武 すぎ	祖母	昭和42年12月12日	男・ ☒ 女	要介護		障害手帳有
	(ふりがな さんむ ごろう) 山武 吾郎	兄	平成28年8月1日	男・女	山武小学校		
	(ふりがな さんむ いちご) 山武 莓	本人	平成31年3月1日	男・ ☒ 女			
生活保護の適用の有無		☒ 適用無し・ ☐ 適用有り					
要保護者等の該当の有無		☐ ひとり親家庭（配偶者のない者） ☒ 身体障害者手帳の交付を受けた者 ☐ 療育手帳の交付を受けた者 ☒ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 ☐ 特別児童扶養手当支給対象児童 ☐ 国民年金の障害基礎年金受給者等					

該当する場合は☒

別居祖 父母	氏名		職業等	住所
	父	祖父		
	母	祖母		
	父	祖父	千葉 健	会社員
母	祖母	千葉 美子	無職	同

変更を希望される場合は別途手
続きが必要となります。

利用を希望する期間	令和6年4月1日	から	令和7年4月1日	まで
現在利用している施 設（事業）名	〇〇こども園	次年度に利用を希望する施 設（事業）名	☐ 現任と同じ施設（事業）を希望する ☒ 変更を希望する	
		(第1希望)	(第2希望)	(第3希望)
		☐ 保育所	△△こども園	

○ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

【 現 況 届 記 入 例 】

裏

③ 利用を必要とする理由等

※基準日において、保育の利用を必要とする理由等について、記入してください。

基準日において 保育の利用を必要 とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就 労 ☐ 妊 娠・出 産 ☐ 疾 病・障 害 ☐ 介 護 等 ☐ 災 害 復 旧 ☐ 求 職 活 動 ☐ 就 学 ☐ その他 () (具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) (株) ○○○○ 8:30~17:15 約月△日勤務	保育所等(2号・3号)のみ記入してください。
	母	☒ 就 労 ☐ 妊 娠・出 産 ☐ 疾 病・障 害 ☐ 介 護 等 ☐ 災 害 復 旧 ☐ 就 学 ☐ その他 () (具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) (株) ○○○○ 9:00~16:00 約月△日勤務	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ☒ 左記以外		
現在・次年度の区分	利用曜日	保育必要量(利用時間)	
現在の利用時間等	月・火・水・木・金・土・日	☒ 保育標準時間利用(11時間) ☐ 保育短時間利用(8時間)	
次年度の希望利用時間等	月・火・水・木・金・土・日	☐ 保育標準時間利用(11時間) ☒ 保育短時間利用(8時間)	

※基準日現在における保育の利用を必要とすることを証明する書類を添付してください。

④ 税情報等の提供に当たっての署名欄

現況届の提出に当たり、下記事項について同意します。

- ・市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の賦課情報(同意)に生活保護の適用状況を確認すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額(保育料)について、市に対して提示すること。
- ・利用者負担額(保育料)の収納情報を、必要に応じて特定教育・保育施設等(児童が入所する特定教育・保育施設の所在地である市町村を含む)に提供すること。
- ・利用者負担額(保育料)が滞納となった場合、市税に関する滞納情報を管理する部署から資料を取得すること及び市税に関する滞納情報を管理する部署からの求めに応じ資料を提供すること。

変更を希望される場合は別途
手続きが必要となります。

同意年月日 令和 〇 年 △ 月 □ 日

住所 山武市殿台1番地

保護者(父)氏名 山武 太郎

保護者(母)氏名 山武 花子

(個人番号) 1234 5678 9000

(個人番号) 0099 8765 4321

※ 以下は、市記載欄です。記入しないでください。

* 市記載欄

受付年月日

--	--	--	--	--	--	--

認定の可否		認定番号	認定区分等					
可・否	否とする理由:		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号	(☐ 標 ☐ 短)				
支給(入所)の可否			支給(利用)期間					
可・否	否とする理由: [☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域]		自 至					
入所施設(事業者)名								
[☐ 認定こども園 (☐ 連 ☐ 幼 (☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保 (☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地 (☐ 幼 ☐ 保)) ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型 (☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事)]								
利用者負担額								
階層	全額・半額・第3子	保育料	階層	全額・半額・第3子	保育料	階層	全額・半額・第3子	保育料
		円			円			円
適用期間		から	適用期間		から	適用期間		から
備 考								

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)

受付年月日

施設(事業者)名	(事業所番号:)		
担当者氏名 連絡先	(担当者)	(連絡先)	
備 考			

【園児調査表記入例】

こども園のみ

園児調査表

令和〇〇年〇〇月〇〇日 記入

☆健康状態について※以下について当てはまるところに○をし、（ ）内には詳細内容をご記入ください。

園児	ふりがな	さんむ たろう			【園児の写真】 必ず貼付してください スナップ写真可 自宅プリント可
	氏名	山武 太郎			
	生年月日	令和 〇〇 年 5 月 5 日 生			
	現住所 自宅	山武市殿台〇〇番地△ 0475-〇〇-〇〇			
保護者	ふりがな	さんむ いちろう			お顔がよくわかるものを貼ってください。
	氏名	山武 一郎			
家族構成	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先または学校名等
	さんむ いちろう 山武 一郎	父	S〇〇.〇〇.〇〇	公務員	〇〇市役所
	さんむ はるこ 山武 春子	母	H〇〇.〇〇.〇〇	主婦	
	さんむ たけお 山武 武夫	祖父	S〇〇.〇〇.〇〇	農業	
	さんむ すぎ 山武 すぎ	祖母	S〇〇.〇〇.〇〇	農業	
	さんむ しろう 山武 史郎	曾祖父	S〇〇.〇〇.〇〇	無職	
	さんむ ふみ 山武 ふみ	曾祖母	S〇〇.〇〇.〇〇	無職	
	さんむ ごろう 山武 吾郎	兄	H〇〇.〇〇.〇〇		〇〇小学校
	さんむ はなこ 山武 花子	妹	H〇〇.〇〇.〇〇		
緊急連絡先（連絡順）	ふりがな 氏名（続柄）	勤務先名称	勤務先電話	携帯電話	
	さんむ はるこ ① 山武春子（母）	自宅	0475-〇〇-〇〇〇〇	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	さんむ すぎ ② 山武すぎ（祖母）	自宅	0475-〇〇-〇〇〇〇	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	さんむ いちろう ③ 山武一郎（父）	〇〇市役所	0475-〇〇-〇〇〇〇	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

※緊急連絡先は、日中につながる番号をご記入ください。

かかりつけ医	★かかりつけ医または緊急時に受診を希望する医療機関名をご記入ください。	
	医療機関名	〇〇法人 〇〇医療センター ☎ 0475 (〇〇) 〇〇〇〇
		〇〇小児科 ☎ 0475 (〇〇) 〇〇〇〇

周産期	妊娠中	異常：なし・あり（ ）
	出生時	出生週数（ 40 週） 出生体重（ 3,322 グラム） 異常：[なし]・あり⇒仮死 強い黄疸 けいれん 酸素使用 保育器使用 その他（ ）
かかりやすい病気		下痢をしやすい 便秘をしやすい 鼻血が出やすい ゼイゼイしやすい 肘の関節が外れやすい・外れたことがある⇒部位（ 右・左・両方 ） 皮膚が弱い（かぶれやすい） その他（ ）
★かかったことのある病気やけがはありますか？ 麻しん 風しん 水ぼうそう おたふくかぜ その他（ ）		
★熱性けいれん（ひきつけ）を起こしたことはありますか？ なし あり⇒初回（ 1歳0か月 ）／これまでの回数 2 回発生／最終（ 2歳6か月 ） けいれんの型：体を突っ張る・体がガクガクする・白目をむく・顔色が悪くなる その他 けいれんする ↓ 医師の指示・対応方法（ けいれんしている時間を計る、刺激をしない ）		
※保育中に特別な配慮が必要ですか？ いいいえ ・ はい		
★今までに、大きな病気やけがをしたことがありますか？また、現在通院中の病気がありますか？ （病名、発症した時期、病院名や相談先、通院頻度等、できるだけ詳細にご記入ください） なし あり⇒例：生まれつきの病気（弱視、斜視、難聴、心臓や腎臓の病気 等） で月1回〇〇病院通院中 〇歳の時に発症した病気のため、運動や食事の制限がある など 斜視のため、3か月に1回 〇〇病院眼科に通院中		
※保育中に特別な配慮が必要ですか？ いいいえ ・ はい		
★アレルギーがありますか？ なし あり⇒食物アレルギー（原因食物： ） 気管支喘息（小児ぜんそく） アトピー性皮膚炎 アレルギー性鼻炎 アレルギー性結膜炎 花粉症 その他（ ）		
※保育中に特別な配慮が必要ですか？ いいいえ ・ はい		
★常時使用している薬はありますか？ なし ・あり⇒[病名：アトピー性皮膚炎] [薬の名前：プロベト、ロコイド]		
※保育中に投薬が必要ですか？ いいいえ ・ はい		



【園児調査表記入例】

こども園のみ

☆発達状況について ※母子手帳を確認し、正確にご記入ください。

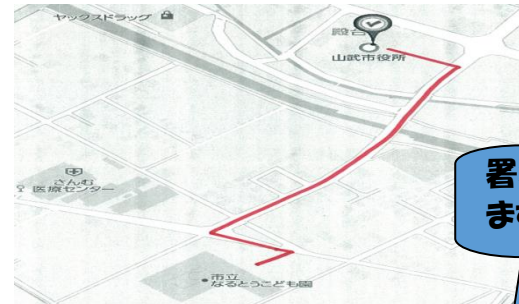
☆予防接種について ※母子手帳を確認し、正確にご記入ください。

発育	首のすわり (3 か月) 寝返り (5 か月) おすわり (7 か月) はいはい (9 か月) つかまり立ち (10 か月) つたい歩き (11 か月) ひとり歩き (1 歳 1 か月) 走る (2 歳 0 か月)
食事	食事の形態は : 離乳食 (初期 ・ 中期 ・ 後期) (幼児食) 食べ方は : 食べさせる ・ 手伝う (自分でできる) ミルクが必要 : (いいえ) ・ はい (母乳 ・ 人工 ・ 混合) 水分摂取方法 : 哺乳瓶 ・ ストロー ・ マグマグ ・ (コップ) 飲み方 : 飲ませる ・ 手伝う ・ (自分でできる)
排尿	オムツを使用 トイレトレーニング中 (いしでできる)
排便	オムツを使用 トイレトレーニング中 (いしでできる)
着脱	着替えは : 着替えさせる ・ 手伝う ・ (自分でできる)
言語	ブーブー (単語) など意味のあることば (1 歳 5 か月頃) 二語文 (ワンワンきた 等) を話した時期 (2 歳 1 か月頃) 大人の言う簡単なことば (ちょうだい 等) が分かる : (はい) ・ (いいえ) 絵本の中の知っているものを指差する : (はい) ・ (いいえ) 自分の名前を言える : (はい) ・ (いいえ)
その他	後ろから名前を呼ぶと振り向く (声がした方を見ようとする) : (はい) ・ (いいえ) 向き合って声をかけたときに視線が合う : (はい) ・ (いいえ) テレビや大人の身振りの真似をする : (はい) ・ (いいえ) クレヨンなどで丸 (円) を書く : (はい) ・ (いいえ)
★健康面や心身の発達で気になること、保育中に注意すべきことがありますか？ 例：吃音（言葉の出だしがつまる・はじめの音をくり返す）、指しゃぶり、偏食、人見知り、など なし・ (あり) お気に入りのタオルがないと眠れない	
★心身の発達について、発達相談、ことばの相談、訓練施設への通所などを利用していますか？ （過去に利用したことがある場合もご記入ください） なし・ (あり) 例：○歳○か月からカンガルー広場を利用中、○歳○か月からマザーズホームに週 2 回通所中	
※障害者手帳や療育手帳等をお持ちですか？ (なし) ・ あり：手帳の種類 () 等級や程度 ()	
★家庭での育児・教育方針をご記入ください。※必ずご記入ください。 (・ 挨拶や返事をきちんとする。 ・ いつも明るく元気よく！)	
★今までに集団保育の経験がありますか？ なし・ (あり) 施設名 (○○○○こども園) 在園期間 (令和○○年 4 月 1 日 ~ 令和○○年 3 月 31 日)	

予防接種の種類			接種済に○	予防接種の種類			接種済に○
B型肝炎	定期	1回目	○	BCG	定期		○
		2回目	○	麻しん風しん (MR)	定期	1回目	○
		追加	○			2回目	
ヒブ (インフルエンザb型)	定期	1回目	○	水痘(みずぼうそう)	定期	1回目	○
		2回目	○			2回目	○
		3回目	○	日本脳炎	定期	1回目	○
		追加	○			2回目	○
小児用肺炎球菌	定期	1回目	○			追加	
		2回目	○	ロタウイルス (1価)	定期	1回目	
		3回目	○			2回目	
		追加	○				
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	定期	1回目	○	ロタウイルス (5価)	定期	1回目	○
		2回目	○			2回目	○
		3回目	○	おたふくかぜ	任意	3回目	○
		追加	○			1回目	○
				2回目			
三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風) ※四種混合を接種していない場合		1回目		不活化ポリオ ※四種混合を接種していない場合		1回目	
		2回目				2回目	
		3回目				3回目	
		追加				追加	

☆自宅から園までの地図

- ・目印を記入するなど、できるだけ詳しくご記入ください。
- ・地図のコピーを貼付していただいてもかまいません（しっかりとのり付けしてください）。
- ・道順を赤い線で入れてください。



署名を忘れずにお願いします

この調査表に記載された内容について、園職員、山武市役所担当及び関係機関等が情報共有し、日常の取り組み及び緊急時の対応のために活用することに同意します。

記載日：令和○○年○○月○○日

保護者署名：山武 一郎

～＊～利用希望施設を決めてから入園までのながれ～＊～



まずは、利用できる施設を探してみましょう！

Q1 および Q2 の質問から該当する箇所を選択してください。



利用できる施設が決定したら、次は入園までの流れを確認しましょう！

1 質問に答えましょう → 2 教育・保育給付認定の決定 → 3 利用できる施設 → 4 入園までのながれ

※山武市は、月途中の入所は行っていません。

※施設見学等は、直接、施設にお問い合わせください。

